

(写)

長門市告示第 95 号

令和 4 年 6 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 5 月 31 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 4 年 6 月 10 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）

第 2 号 令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 3 号 長門市 6 次産業化支援施設条例

第 4 号 長門市総合文化財センター条例

第 5 号 長門市ケーブルテレビ放送センター条例及び長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例

第 6 号 長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

第 7 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

第 8 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 9 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例

第 10 号 長門市営住宅条例の一部を改正する条例

第 11 号 長門市歴史民俗資料館条例を廃止する条例

第 12 号 訴えの提起をすることについて

第 13 号 萩・長門清掃一部事務組合規約の変更について

報告

第 1 号 公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

第 2 号 一般社団法人アグリながとの経営状況について

令和 4 年 6 月

長門市議会定例会

議 案

## 目 次

### 議 案

- 第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 号 令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 号 長門市 6 次産業化支援施設条例
- 第 4 号 長門市総合文化財センター条例
- 第 5 号 長門市ケーブルテレビ放送センター条例及び長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 号 長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 8 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 10 号 長門市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 11 号 長門市歴史民俗資料館条例を廃止する条例
- 第 12 号 訴えの提起をすることについて
- 第 13 号 萩・長門清掃一部事務組合規約の変更について

### 報 告

- 第 1 号 公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について
- 第 2 号 一般社団法人アグリながとの経営状況について

議案第3号

長門市6次産業化支援施設条例

令和4年6月10日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市6次産業化支援施設条例

(設置)

第1条 商品開発の促進及び人材の育成を図り、少量多品種の農林水産物の付加価値を高めることにより、農業漁業従事者等の所得増大を推進するとともに、地域産業の振興を図ることを目的として、6次産業化支援施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長門市6次産業化支援施設	長門市西深川10270番地10

(施設の構成)

第3条 長門市6次産業化支援施設(以下「支援施設」という。)を構成する施設は、次のとおりとする。

- (1) 食肉加工室
- (2) 惣菜加工室
- (3) 菓子製造室
- (4) 食品製造室
- (5) ワーキングルーム
- (6) 附属設備器具
- (7) その他附帯施設

(事業)

第4条 支援施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域産品の商品開発に関すること。
- (2) 商品開発に係る人材育成に関すること。
- (3) その他商品開発支援に関すること。

(開館日)

第5条 支援施設は、次に掲げる日を除き毎日開館する。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日のほか、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

（供用時間）

第 6 条 支援施設の供用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、附属設備器具については、市長が必要があると認め使用を許可したときは、供用時間を超えて使用することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の供用時間を変更することができる。

（使用の許可）

第 7 条 支援施設のうち第 3 条第 1 号から第 4 号までに規定する施設及び別表に掲げる附属設備器具を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、支援施設の管理上必要な範囲で、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用の制限）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は附属設備器具を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 支援施設の管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第 9 条 市長は、第 7 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取消し、又はその使用を拒むことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第 7 条第 2 項の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他公益上必要が生じたとき。

(施設の禁止行為)

第10条 使用者は、支援施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 使用許可を受けた目的以外に使用すること。

(2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸すること。

(3) 施設その他工作物を破損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(使用料)

第11条 市は、支援施設の施設のうち附属設備器具を使用する者から、別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別な設備等の制限)

第13条 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者に必要な設備をさせることができる。

2 使用者は、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 前2項に要する費用は、使用者の負担とする。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、その使用が終わったとき又は使用を停止したときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害の賠償)

第15条 支援施設における盗難、事故、天災その他市の責めに帰することができない理由によって使用者及び第三者が被った損害に対しては、市は、賠償の責めを負わない。

2 使用者が支援施設に損害を与えたときは、市長の指示に従い、その負担においてこれを補填し、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部改正)

2 長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例（平成26年長門市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「(53)」を「(54)」に改め、「(52) 長門市木育推進拠点施設条例（令和2年長門市条例第31号）に規定する施設」の次に「(53) 長門市6次産業化支援施設条例（令和3年長門市条例第●号）に規定する施設」を加える。

別表（第11条関係）

施設	機器名	使用料／1時間
食肉加工室	ミートスライサー	100円
	リキッドフリーザー	300円
	真空包装機（小型）	100円
惣菜加工室	高温高圧調理機（レトルト調理機）	300円
	ガスフライヤー	400円
	ガステーブル	400円
	ガス回転釜	400円
	真空凍結乾燥装置（フリーズドライ）	200円
	スチームコンベクションオーブン	200円
	真空包装機（中型）	200円
菓子製造室	ミキサー	200円
	モルダー	200円
	ドゥーコンディショナー	400円
	デッキオーブン	900円
	加熱攪拌機	400円
	スチームコンベクションオーブン	500円
	コンベアシール機	100円
	金属探知機	100円
食品製造室	予備凍結	300円
	真空凍結乾燥装置（フリーズドライ）	2,100円
	ハンディ充填機	600円
備考	市内に住所を有しない個人及び市内に事業所を有しない団体については、この表に定める額の2倍の額とする。	

議案第 4 号

長門市総合文化財センター条例

令和 4 年 6 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市総合文化財センター条例

(設置)

第 1 条 長門市の自然、歴史及び文化等に関する総合的な文化財（以下「資料」という。）の収集、保存及び活用を行うことで、市民が本市の自然、歴史及び文化等に触れ、魅力を学び、これを未来に継承することを目的として、長門市総合文化財センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
長門市総合文化財センター	長門市東深川 2660 番地 4

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 資料の知識の普及に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

(管理)

第 4 条 センターは、長門市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(開館日)

第 5 条 センターは、月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日であつて当該休日に最も近い休日ではない日）を除き、毎日開館する。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第 6 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。



2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(観覧料)

第7条 センターに展示した資料の観覧料は、無料とする。

(入館の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又はそのおそれのあるとき。
- (2) センターの管理上必要な指示又は指導に従わないとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(資料の利用)

第9条 教育、学術及び文化に関する機関若しくは団体又は学術研究のために特に資料を利用しようとする者は、教育委員会の許可を得て資料の閲覧又は貸出しを受けることができる。

2 前項の閲覧又は貸出しは、資料の保管について安全が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

(損害賠償)

第10条 入館者は、センターの資料、器物又は施設等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これらを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。

(長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部改正)

2 長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例(平成26年長門市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「(54)」を「(55)」に改め、「(53)長門市6次産業化支援施設条例(令和4年長門市条例第●号)に規定する施設」の次に「(54)長門市総

合文化財センター条例（令和 4 年長門市条例第●号）に規定する施設」を加える。

議案第 5 号

長門市ケーブルテレビ放送センター条例及び長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 6 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市ケーブルテレビ放送センター条例及び長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例

(長門市ケーブルテレビ放送センター条例の一部改正)

第 1 条 長門市ケーブルテレビ放送センター条例 (平成 17 年長門市条例第 14 号) の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
<p>本則</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 送信施設 本部及び支局施設と宅内施設とを結ぶ通信線路、その途中に設置された<u>中継局施設及び増幅施設</u>その他附属施設をいう。</p> <p>(5) 宅内施設 <u>光受信機</u>に接続する受像器及び告知端末機までの宅内配線等受信に必要な施設並びに告知端末機をいう。</p> <p>(本部及び支局施設並びに中継局施設の名称及び位置)</p> <p>第 3 条 本部及び支局施設並びに中継局施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>			<p>本則</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 送信施設 本部及び支局施設と宅内施設とを結ぶ通信線路、その途中に設置された_____増幅施設その他附属施設をいう。</p> <p>(5) 宅内施設 <u>保安器</u>に接続する受像器及び告知端末機までの宅内配線等受信に必要な施設並びに告知端末機をいう。</p> <p>(本部及び支局施設_____の名称及び位置)</p> <p>第 3 条 本部及び支局施設_____の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		
	施設の名称	位 置		施設の名称	位 置
本部施設	長門市ケーブルテレビ放送センター本部	長門市東深川 2366 番地 11	本部施設	長門市ケーブルテレビ放送センター本部	長門市東深川 2366 番地 11

支局 施設	長門市ケーブル テレビ放送セン ター三隅支局	長門市三隅下 503 番地
	長門市ケーブル テレビ放送セン ター日置支局	長門市日置上 5914 番地 4
中継 局施 設	長門市ケーブル テレビ放送セン ター俵山中継局	長門市俵山 4 851 番地
	長門市ケーブル テレビ放送セン ター油谷中継局	長門市油谷後 畑 267 番地

(施設の設置及び経費の負担)  
第 7 条 放送施設の設置に要する経費  
は、次に定める区分による。

- (1) (略)
- (2) 宅内施設は、加入者が負担し設  
置する。ただし、光受信機から告  
知端末機までの宅内配線及び告知  
端末機（1 世帯につき 1 台に限  
る。）については、市が負担し設  
置する。

2 (略)

別表第 1(第 10 条関係)

加入者の種別	加入負担金
1 戸建て住宅(事業所を 含む。)	31,420 円
集合住宅	20,950 円

別表第 2(第 11 条関係)

種別	月額利用料	
ベーシック サービス	下記以 外の者	1,570 円 (ただし、NHK の番組について は、別途 NHK の定める視聴料 を NHK に支払 うものとする。)
	旅館、 病院等	20 部屋ごとに 1,570 円 (ただし、NHK の番組について は、別途 NHK

支局 施設	長門市ケーブル テレビ放送セン ター三隅支局	長門市三隅下 503 番地
	長門市ケーブル テレビ放送セン ター日置支局	長門市日置上 5914 番地 4
(新設)		

(施設の設置及び経費の負担)  
第 7 条 放送施設の設置に要する経費  
は、次に定める区分による。

- (1) (略)
- (2) 宅内施設は、加入者が負担し設  
置する。ただし、保安機から告知  
端末機までの宅内配線及び告知端  
末機（1 世帯につき 1 台に限  
る。）については、市が負担し設  
置する。

2 (略)

別表第 1(第 10 条関係)

加入者の種別	加入負担金
1 戸建て住宅(事業所を 含む。)	30,850 円
集合住宅	20,570 円

別表第 2(第 11 条関係)

種別	月額利用料	
ベーシック サービス	下記以 外の者	1,540 円 (ただし、NHK の番組について は、別途 NHK の定める視聴料 を NHK に支払 うものとする。)
	旅館、 病院等	20 部屋ごとに 1,540 円 (ただし、NHK の番組について は、別途 NHK

		の定める視聴料をNHKに支払うものとする。)			の定める視聴料をNHKに支払うものとする。)
ペ イ サ ー ビ ス	CS パック	<u>520 円</u>	ペ イ サ ー ビ ス	CS パック	<u>510 円</u>
	第2CS パック	<u>1,040 円</u>		第2CS パック	<u>1,020 円</u>
	WOWO W	株式会社 WOWOW の定める視聴料 (ただし、当該視聴料は、直接株式会社 WOWOW に支払うものとする。)		WOWO W	株式会社 WOWOW の定める視聴料 (ただし、当該視聴料は、直接株式会社 WOWOW に支払うものとする。)
	スターチャンネル	<u>2,090 円</u>		スターチャンネル	<u>2,050 円</u>
	衛星劇場	<u>1,880 円</u>		衛星劇場	<u>1,850 円</u>
種別		月額利用料	種別		月額利用料
セット・トップ・ボックス		<u>520 円</u>	セット・トップ・ボックス		<u>510 円</u>
別表第3(第18条関係)			別表第3(第18条関係)		
区分		使用料	区分		使用料
広告放送 (30秒以内1 日3回)	文字放送	<u>1,040 円</u>	広告放送 (30秒以内1 日3回)	文字放送	<u>1,020 円</u>
	静止画放送	<u>2,090 円</u>		静止画放送	<u>2,050 円</u>
	映像放送	<u>2,090 円</u>		映像放送	<u>2,050 円</u>
別表第4(第19条関係)			別表第4(第19条関係)		
再開で引込工事を行うときの手数料		<u>5,230 円</u>	再開で引込工事を行うときの手数料		<u>5,140 円</u>
第21条に規定する利用の停止等の後に再開で引込工事を行うときの手数料		<u>10,470 円</u>	第21条に規定する利用の停止等の後に再開で引込工事を行うときの手数料		<u>10,280 円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例の一部改正)

第2条 長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例(平成17年長門市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行

別表第1(第4条、第8条、第10条関係)

利用料金表

インターネット接続サービス利用料

サービス形態	スタンダード	ミドル	ハイスピード	プレミアム
	月額利用料	3,300円	4,400円	5,500円
Eメールの利用	1アカウント			

インターネット接続サービス付加機能利用料

1	希望により、グローバルIP(月額1,040円/1アカウント)を提供する。
2	EメールIDの追加は、月額520円/1アカウントとする。

別表第2(第7条関係)

インターネット接続サービス加入負担金

別表第1(第4条、第8条、第10条関係)

利用料金表

インターネット接続サービス利用料

サービス形態	スタンダード		ハイスピード	
	個人向け	法人向け	個人向け	法人向け
月額利用料	3,080円	5,140円	4,320円	6,480円
IPアドレス	1個	3個	1個	3個
ホームページの開設	FTP ID 保存ファイル容量 10MBまで	1アカウント 50MBまで	1アカウント 10MBまで	1アカウント 50MBまで
Eメールの利用	メールID 保存ファイル容量 10MBまで	3アカウント 30MBまで	3アカウント 10MBまで	10アカウント 30MBまで

インターネット接続サービス付加機能利用料

1	希望により、グローバルIP(月額1,020円/1アカウント)を提供する。
2	EメールIDの追加は、月額510円/1アカウントとする。
3	ホームページの保存ファイル容量及び利用料は、次の区分による。

項目	個人向け	法人向け
保存ファイル容量	10MBまで無料	50MBまで無料
容量の追加	510円/5MBごと	510円/月

別表第2(第7条関係)

インターネット接続サービス加入負担金

加入者の種別	加入負担金	加入者の種別	加入負担金
1戸建て住宅(事業所を含む。)	<u>31,420円</u>	1戸建て住宅(事業所を含む。)	<u>30,850円</u>
集合住宅	<u>20,950円</u>	集合住宅	<u>20,570円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期間)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表第1から別表第4までの改正規定及び第2条は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例第1条による改正後の長門市ケーブルテレビ放送センター条例別表第1から別表第4までの規定は、令和5年4月1日以後の加入申込みによる加入負担金、令和5年4月分以降の利用料、令和5年4月1日以後の放送施設の利用料及び令和5年4月1日以後の再開始における手数料について適用する。
- 3 この条例第2条による改正後の長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月分以後の利用料等及び令和5年4月1日以後の加入申込みによる加入負担金について適用する。

議案第 6 号

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 6 月 10 日提出

長門市長 江原 達也

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成 17 年長門市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第 4 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分ごとに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙</p>	<p>本則</p> <p>（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第 4 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分ごとに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙</p>



運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 1万6,100円 を超える場合には、1万6,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 14万8,000円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基

運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 1万5,800円 を超える場合には、1万5,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 14万5,000円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基

づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成金額が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成金額が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

令和4年6月10日提出

長門市長 江原達也

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

第1条 長門市証明等手数料条例（平成17年長門市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正後					現行				
別表(第2条関係) (その1)から(その3)まで (表は略) (その4)					別表(第2条関係) (その1)から(その3)まで (表は略) (その4)				
種類	名称	区分	単位	金額	種類	名称	区分	単位	金額
(略)					(略)				
建築物等の許可に関する事務	仮設建築物建築許可申請手数料	法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可	延べ面積が100㎡以下のもの1件につき	16,000円	建築物等の許可に関する事務	仮設建築物建築許可申請手数料	法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可	延べ面積が100㎡以下のもの1件につき	16,000円
			延べ面積が100㎡を超え500㎡以下のもの1件につき	60,000円				延べ面積が100㎡を超え500㎡以下のもの1件につき	60,000円
			延べ面積が500㎡を超えるもの1件につき	120,000円				延べ面積が500㎡を超えるもの1件につき	120,000円

建築物用途変更使用許可申請手数料	法第 87 条の 3 第 6 項の規定による建築物の用途を変更して使用することの許可	延べ面積が 100 m <sup>2</sup> 以下のもの 1 件につき	16,000 円	(新設)
		延べ面積が 100 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以下のもの 1 件につき	60,000 円	
		延べ面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの 1 件につき	120,000 円	
(略)				(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 2 条 長門市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後					現行				
別表(第 2 条関係) (その 1) から (その 3) まで (表は略) (その 4)					別表(第 2 条関係) (その 1) から (その 3) まで (表は略) (その 4)				
種類	名称	区分	単位	金額	種類	名称	区分	単位	金額
(略)					(略)				
建築物等認定申請手数料に関する事務	建築物認定申請手数料	(略) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第 5 条の規定に	(略)		建築物等認定申請手数料	建築物認定申請手数料	(略) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第 5 条の規定に	(略)	

よる長期優良住宅建築等計画の認定（以下「長期優良住宅建築等計画認定」という。）

よる長期優良住宅建築等計画の認定（以下「長期優良住宅建築等計画認定」という。）

備考  
(略)

備考  
(略)

長期優良住宅普及促進法第5条の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定（以下「長期優良住宅維持保全計画認定」という。）	1戸建ての建築物 1件につき	74,000 円
	1戸建ての建築物以外の建築物で、床面積の合計が100㎡以下のもの 1件につき	74,000 円
	1戸建ての建築物以外の建築物で、床面積の合計が100㎡を超え500㎡以下のもの 1件につき	174,000 円

(新設)

備考

1 申請書に確認書等の添付がある場合の手数料の金額は、1戸建ての建築物にあつては56,000円を、1戸建ての建築物以外の建築物にあつては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 100㎡以下のもの 56,000円

(2) 100㎡を超え500㎡以下のもの 141,000円

2 長期優良住宅建築等計画認定  
申請手数料に関する部分の備考  
4は、この場合に準用する。

長期優良住宅普及促進法第8条の規定による長期優良住宅建築等計画変更の認定	(ア) 新築	
	住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき	長期優良住宅建築等計画認定に関する部分の備考第3項及び第4項の規定を適用しないものとして計算した場合における新築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の金額の半額
	(略)	
	(イ) 増築又は改築	
	住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき	長期優良住宅建築等計画認定に関する部分の備考第3項及び第4項の規定を適用しないものとして計算した場合における増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の金額の半額
	(略)	
備考 (略)		
長期優良住宅普及促進法第8条の規定による長期優良	住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき	長期優良住宅維持保全計画認定に関する部分の備考第2項及びの規定を適用しないものとし

長期優良住宅普及促進法第8条の規定による長期優良住宅建築等計画変更の認定	(ア) 新築	
	住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき	長期優良住宅建築等計画認定に関する部分の備考第4項及び第5項の規定を適用しないものとして計算した場合における新築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の金額の半額
	(略)	
	(イ) 増築又は改築	
	住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき	長期優良住宅建築等計画認定に関する部分の備考第4項及び第5項の規定を適用しないものとして計算した場合における増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の金額の半額
	(略)	
備考 (略)		
(新設)		

住宅維持保全計画変更の認定		て計算した場合における長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の金額の半額
	住宅の構造及び設備に変更が生じないもので、変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき	10,000 円
	住宅の構造及び設備に変更が生じないもので、変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき	18,000 円
	住宅の構造及び設備に変更が生じないもので、変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき	29,000 円
	住宅の構造及び設備に変更が生じないもので、変更に係る戸数が11戸以上のもの 1件につき	48,000 円
備考 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に関する部分の備考第		

	<u>4項は、この場合に準用する。</u>		
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条による改正は、令和4年10月1日から施行する。



議案第 8 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 4 年 6 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）</p> <p>第 9 条 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により第 27 条第 1 項第 4 号の規定に該当する納付義務者が、令和 3 年度分及び令和 4 年度分の保険料であって、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免を受けようとする場合の同条第 2 項の規定による申請書の提出期限については、同項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）</p> <p>第 9 条 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により第 27 条第 1 項第 4 号の規定に該当する納付義務者が、令和 2 年度分及び令和 3 年度分の保険料であって、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免を受けようとする場合の同条第 2 項の規定による申請書の提出期限については、同項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市国民健康保険条例附則第 9 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

議案第9号

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

令和4年6月10日提出

長門市長 江原達也

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

長門市介護保険条例（平成17年長門市条例第96号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
附 則 1～12（略） 13 <u>附則第6項の規定は、令和4年度における保険料の減免について準用する。この場合において、同項中「令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。）」とあるのは、「令和3年度及び令和4年度の保険料（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。）」と読み替えるものとする。</u>	附 則 1～12（略） (新設)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市介護保険条例附則第13項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第 10 号

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

令和 4 年 6 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

長門市営住宅条例（平成 17 年長門市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

改正後				現行			
別表(第 3 条関係) 長門地区				別表(第 3 条関係) 長門地区			
名称	設置場所	構造	建設年度	名称	設置場所	構造	建設年度
田屋床市 営住宅	長門市西 深川 3869 番地 1	中層耐 火 3 階 建	平成 7 年 度	田屋床市 営住宅	長門市西 深川 386 9 番地 1	中層耐 火 3 階 建	平成 7 年度
		耐火 2 階建	平成 26 年 度			耐火 2 階建	平成 26 年 度
	西深川 42 62 番地 1	木造平 屋建	平成 27 年 度		西深川 42 62 番地 1	木造平 屋建	平成 27 年 度
(削る)				立野市営 住宅	西深川 43 13 番地 1	簡易耐 火平屋 建	昭和 43 年 度
						簡易耐 火 2 階 建	昭和 44 年 度
仙崎市営 住宅	長門市仙 崎 1640 番地 2	中層耐 火 5 階 建	昭和 46 年 度	仙崎市営 住宅	長門市仙 崎 1640 番地 2	中層耐 火 5 階 建	昭和 46 年 度
		中層耐 火 5 階 建	昭和 55 年 度			中層耐 火 5 階 建	昭和 55 年 度
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

長門市歴史民俗資料館条例を廃止する条例

令和4年6月10日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市歴史民俗資料館条例を廃止する条例

長門市歴史民俗資料館条例（平成17年条例第171号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。

## 議案第 12 号

訴えの提起をすることについて

下記事件について訴えの提起をしたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

### 記

1 当事者 原告 長門市

被告 7 名 (相続人を含む。)

2 事件名 損害賠償請求事件

3 訴えの要旨

(1) 被告らは連帯して、原告に対し、12,780,589 円及びこれに対する令和 4 年 5 月 27 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を支払え。

(2) 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決を求める。

4 訴えの理由

平成 27 年 8 月頃、被告らは、原告の所有する市有林(長門市三隅上字勝屋谷 11064 番地 35)の一部の立木を原告の許可なく違法に伐採し、売却した。

令和元年 8 月、上記市有林の一部が原告の許可なく伐採されていることが原告に判明した。

上記立木の損害額は 6,004,518 円であり、伐採によって発生した森林復旧整備費は 5,614,200 円である。

よって、原告は、被告らに対し、連帯して、上記損害額 11,618,718 円に弁護士費用相当額 1,161,871 円を加えた損害賠償金 12,780,589 円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう求める。

5 その他

被告らの氏名及び住所は訴状においては明らかにする。

議案第 13 号

萩・長門清掃一部事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、萩・長門清掃一部事務組合規約（平成 22 年指令平 21 市町 3531 号）を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により市議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

萩・長門清掃一部事務組合規約の一部を改正する規約

萩・長門清掃一部事務組合規約（平成 22 年指令平 21 市町 3531 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「事務。」を「事務」に改め、同号ただし書を削る。

第 4 条中「山口県萩市大字江向 510 番地」を「山口県萩市大字山田 12406 番地」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

分賦区分	分賦割合	算出基礎
均等割	100 分の 20	
人口割	100 分の 40	毎年度 4 月 1 日における直近の国勢調査の結果による人口
ごみ量割	100 分の 40	施設において処理した関係市の当該年度のごみ量

備考 施設の大規模な改修に係る経費の分賦については、組合及び関係市において協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

報告第 1 号

公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

公益財団法人長門市文化振興財団における令和 3 年度決算及び令和 4 年度事業計画について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

報告第2号

一般社団法人アグリながとの経営状況について

一般社団法人アグリながとにおける令和3年度決算及び令和4年度事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和4年6月10日提出

長門市長 江 原 達 也